

保健だより LGBTQ 編

令和5年 11月27日
kagamihara.JHS 保健室

11月30日(木)性の多様性 について講話実施
講師：竹内 清文さん (きよ さん)
NPO 法人レインボート OKINAWA 理事長



保健室で
掲示してます



この2つの枠注目!!

県条例や文科省[生徒指導]においても一人一人安心して暮らせる社会・学校になる取り組みがある

◎沖縄県差別のない社会づくり条例
令和5年4月1日「県差別のない社会づくり条例施行」

(基本理念)
第3条 不当な差別のない社会の形成は、全ての人々が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない。

(県の責務)
第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、不当な差別のない社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第13条 県は、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
(1) 多様な性的指向及び性自認があること並びに性的指向及び性自認に関する不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について県民の理解の増進を図るために、学校、職場その他の様々な場を通じて行う教育活動及び啓発活動

ミニレインボー解説
①性的指向
どんな性別を好きになるか・ならないか
②性自認
自分の性別をどうとらえているか

県差別のない社会づくり条例
①県の責務を明確化
☑沖縄県には施策を実施する責任
②学校の役割
☑性の多様性に関する学校での教育活動が施策として明記

レインボー通信 10号より

文部科学省『生徒指導提要』に初めて

NPO 法人
レインボート okinawa
つうしん
令和5年10月
第11号

レインボー通信より
昨年度、文部科学省「生徒指導提要」に性的少数者の児童生徒に対する対応という項目が初めて提示され・・・
*児童生徒の「良き理解者となるよう努め」、悩みや不安を受け止め、必要な対応をする「性的マイノリティ」に関する理解を深める。